

入札公告

次のとおり一般競争入札（郵送入札方式）に付します。

令和7年1月17日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 入札に付する事項

(1) 件名

南区役所における自動販売機（紙カップ式清涼飲料水）設置に係る名古屋市有建物の一時貸付

(2) 物件の表示

所在地	設置場所	設置可能面積	設置台数
南区前浜通3丁目 10番地	南区役所4階 スペース西側 (屋内)	1.44 m ² (幅1.6m×奥行0.9m)	1台

(3) 用途の指定

入札案内書に示すところにより、自動販売機の設置のために使用しなければならない。

(4) 貸付期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 更新期間の限度

令和8年4月1日から4年を限度（最大令和12年3月31日まで）に、1年を単位として更新できるものとする。

2 競争入札参加資格

入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者を除く。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定す

る者

- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年（自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一部貸付入札に参加し、落札決定後に正当な理由がなく契約を締結しなかった者については3か月）を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年3月5日付け15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）
- (5) 公告の日から落札決定の日までの間に指名停止の期間がある者
- (6) 公告の日から落札決定の日までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年2月15日付け19財管第253号）に基づく排除措置を受けている者
- (7) 入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営する清涼飲料水の自動販売機を設置した実績を有しない者

3 契約条項を示す場所、入札案内書の配布期間等

契約条項は、入札案内書において示すものとし、入札案内書は、次の各号に掲げる期間及び場所において配布するものとする。

(1) 配布期間

この公告の日から令和7年1月31日（金）まで

(2) 場所

名古屋市公式ウェブサイト（トップページ＞市政情報＞公売・売払い・貸付物件＞自動販売機設置に係る入札等）からダウンロード

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/minami/page/0000182275.html>

4 入札参加申込方法、受付期間及び送付先

(1) 申込方法

郵送（書留又は簡易書留）による。

(2) 受付期間

この公告の日から令和7年1月31日（金）午後5時00分まで

(3) 送付先

〒457-8508 名古屋市南区前浜通3丁目10番地
名古屋市南区役所区政部企画経理課

5 入札書の郵送方法、入札期間及び送付先

(1) 郵送方法

書留又は簡易書留による。

(2) 入札期間

入札参加書到着後から令和7年3月10日（月）午後5時00分まで

(3) 送付先

〒457-8508 名古屋市南区前浜通 3 丁目10番地
名古屋市南区役所区政部企画経理課

6 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年3月11日（火）午前10時00分開始

(2) 場所

名古屋市南区前浜通 3 丁目10番地
名古屋市南区役所 3階 第1会議室

7 落札者の決定方法

最低貸付価格（月額）以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者がくじを引いて落札者を決定するものとする。

8 その他

- (1) 最低貸付価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分
単価（貸付月額）で定める。

(2) 入札保証金に関する事項

この公告に係る入札に参加しようとする者は、入札に先立ち、指定する額の入札保証金を、入札までの間に納付しなければならないものとする。

ただし、この公告に係る入札に参加しようとする者が、自ら管理・運営する自動販売機を設置した実績が分かる書類を提出し、契約を締結しないおそれがないと認められる場合は、入札保証金の納付を免除する。

(3) 契約保証金に関する事項

契約締結と同時に契約保証金として貸付月額（落札金額）の6か月分を納付しなければならないものとする。

ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定により契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) この公告に定めのない事項

契約締結期限及び貸付料の納付方法その他この公告に定めのない事項については、入札案内書に記載するものとする。